

令和6年7月30日

独立行政法人労働者健康安全機構本部における文書の紛失について

独立行政法人労働者健康安全機構本部において個人情報を含む文書が紛失するという事案が発生しました。確認した事実は下記のとおりであり、必要な措置を講じましたのでお知らせします。

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなりましたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

独立行政法人労働者健康安全機構本部（以下「機構本部」といいます。）においては、「石綿確定診断委員会」を設置し、労働基準監督署等から依頼を受けて、石綿関連疾患に係る労災請求事案に関し、石綿による疾患を発症しているか否か等の医学的判断が困難なものについて、検討を行っています。今般、石綿確定診断委員会で使用する2つの労働基準監督署が作成した書類を紛失する事案が発生しました。

当該書類には、労働者2名に関する氏名、医学的情報、作業歴情報等が記載されていました。

- ・ A労働基準監督署作成の書類
労働者1名の氏名、医学的情報（疾患名、発症時期、その他医学的事項）、石綿確定診断依頼内容
- ・ B労働基準監督署作成の書類
労働者1名の氏名、作業歴情報（事業場名、在籍期間、在籍中の石綿ばく露作業従事期間及びばく露の状況等）

2 事実経過

- (1) 令和6年7月12日にA及びB労働基準監督署作成の石綿確定診断委員会に使用する労働者2名に関する書類を受理しました。
- (2) 7月17日、石綿確定診断委員会の資料の準備を行おうとしたところ、上記の書類の所在が確認できませんでした。
- (3) 以降、関係職員に書類の所在確認のため作業の状況を聴取し、執務室内をくまなく搜索するとともに、他の郵送物に紛れていないか郵送物の発送先への確認を行いました。発見することができませんでした。

外部に持ち出す書類ではなく、外部に持ち出した形跡もないことから、過去の石綿確定診断委員会で使用した資料のうち不要となったものと混同してシュレッダーにより廃棄してしまった可能性が高いものです。

- (4) 7月18日に石綿確定診断委員会の業務に関わる全職員に対して、第一報

として書類を紛失した可能性があることを共有するとともに、当面の作業を行うに当たり、自席での書類の取扱いについては混在を防ぐため、取扱う事案の書類のみとすることを指示しました。

(5) 7月22日にA及びB労働基準監督署に本事案の経過説明及び謝罪を行いました。

(6) 7月26日に労働者2名の遺族と本人へ謝罪を行いました。

3 発生原因

(1) 労働基準監督署へ書類の送付を依頼した職員が内容物の確認を行い、別の職員が受付処理を行った上でクリアファイルに入れたものの、受付後速やかに保管棚に保管せず、自席に置いていたこと。

(2) シュレッダー作業については、通常は廃棄する文書を廃棄専用の箱に入れて、複数の特定職員が行うこととなっており、本件の労働基準監督署作成の書類を受け付けていた職員もこれに該当していたが、シュレッダー作業を行うに当たり、自席の上に置いていた書類を廃棄文書と誤認し、廃棄専用の箱に入れてしまったと考えられること。

4 再発防止策

(1) 令和6年7月24日、改めて石綿確定診断委員会の事務局を設置している機構本部勤労者医療・産業保健部の各課に対し、本件書類の紛失に関する経過説明を行うとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示しました。

(2) 以下のとおり、作業手順の見直しを行うこととしました。

- ・ 自席での書類の取扱いについては混在を防ぐため、取り扱う事案の書類のみとする。
- ・ 書類の管理について、①受付、②処理中、③廃棄の各段階で異なる色のファイルを使用する等により、処理状況が明確となるよう区分けを行う。また、廃棄する書類については、廃棄対象文書であることが分かるよう表示する。
- ・ 石綿確定診断委員会の処理終了まで書類を確実に保存することとし、シュレッダー作業については、保管すべき書類が紛れていないか複数の職員で確認した上で実施することを徹底する。

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部勤労者医療課
TEL 044-431-8641